

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成29年度第1回会議
開催日時	平成29年4月20日（木）午後1時30分から午後2時45分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、山田委員、大神委員 （事務局）飯島企画部長、古厩企画政策課長、高橋企画部主幹、 近藤企画政策課主査、鹿森企画政策課主査、神保企画政策課 主査、南企画政策課主任 （スポーツ振興課）宮坂課長、安田係長、本谷主任
議題	1 委嘱状の伝達 2 会長の選出 3 会議の運営について 4 西東京市スポーツ施設使用料について（報告） 5 その他
会議資料の名称	資料1 西東京市使用料等審議会委員名簿 資料2 西東京市使用料等審議会条例 資料3 西東京市市民参加条例 資料4 西東京市市民参加条例施行規則 資料5 西東京市使用料等審議会傍聴要領 資料6 スポーツ施設の概要 資料7 平成27年度スポーツ施設利用状況 資料8 使用料原価計算書（平成27年度決算） 資料9 スポーツ施設使用料算出表（平成27年度決算） 資料10 体育館等における個人利用に係る想定利用人数及び1人あたり原価平均の算出表（平成27年度決算） 資料11 近隣市施設使用料比較表 資料12 近隣民間施設使用料金
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>議題1 委嘱状の伝達</u> 委員へ委嘱状の伝達を行った。</p> <p><u>議題2 会長の選出</u> 西東京市使用料等審議会条例第5条第2項の規定により、委員の互選により米田委員を会長に定めた。</p> <p><u>議題3 会議の運営について</u> 事務局から、西東京市使用料等審議会条例に基づき、会議の運営について説明し、以下の事項について確認、決定した。 ・会議については原則公開とする。 ・会議録を作成し、情報公開コーナー等で公開する。</p>	

- ・会議録の作成は、「発言者の発言内容ごとの要点記録」とする。
- ・会議録作成のため、録音を了承する。
- ・会議の傍聴手続は、「西東京市使用料等審議会傍聴要領」のとおりとする。

議題4 西東京市スポーツ施設使用料について（報告）

平成28年度第4回使用料等審議会で示した原価計算書からの変更点（各施設における人件費について変更）について、事務局が資料8から資料10に沿って説明

近隣市におけるスポーツ施設使用料や近隣民間施設使用料と西東京市のスポーツ施設使用料の比較等について、事務局が資料11、資料12に沿って説明

○委員：

資料11の近隣市施設利用料比較表（施設別明細）で見ると、例えばスポーツセンター第1体育室は、個人利用の1時間あたり使用料が他市と比べて安い理由は何か。

○事務局：

他市においては、フットサルが可能な強化壁を採用している施設もあることから、そのコストが原価に含まれ、当市より高い利用料設定になっていると考えられる。

○委員：

資料11の近隣市施設利用料比較表（総括表）において、本市は貸切で利用した場合の1㎡1時間あたりの使用料が他市平均並みであるのに対して、個人で利用した場合の1時間あたりの使用料が他市平均を大きく下回っているが、何か理由があるのか。

○事務局：

個人で利用した場合の1㎡1時間あたりの使用料については、資料10のように、貸切で利用した場合の1時間あたり原価を各施設の想定利用人数で除すことで算出している。

○委員：

資料9の「受益者負担割合（実際）」（F欄）の網掛け部分は、どういう意味か。

○事務局：

資料9の「受益者負担割合（実際）」については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）」に基づいて原価計算を行い、1時間あたり原価に占める使用料の割合を受益者負担割合として示したものであり、網掛け部分は、基本方針で示した受益者負担の割合に課題のある施設である。

今後改善傾向が見られない場合には、使用料を見直す余地があると考えている。

○委員：

受益者負担割合が低い施設については課題であり、今後は機械的に値上げ値下げを検討してもいいのではないか。

また、ひばりが丘総合運動場のテニスコートの受益者負担割合は218%であり、特に乖離が大きい印象を受けるが。

○事務局：

テニスコートの整備については、東町テニスコートのように整備費用がかかる施設がある一方で、ひばりが丘総合運動場のテニスコートは、都市再生機構（UR）がグラウンドを整備した後、平成22年度に市に無償貸与されることとなったため、市は整備費用を負担していない。そのため、1時間あたり原価が非常に安く、受益者負担割合が218%と高くなっている。

資料9の「2 運動場」の下に示しているとおり、全てのテニスコートを平均すると受益者負担割合が88%となり、適正範囲内であることから、現行使用料は妥当であると考えている。

○委員：

芝久保第二運動場のゲートボール場の受益者負担割合は0%となっているが。

○事務局：

芝久保第二運動場のゲートボール場はスポーツ施設の位置付けであるが、ゲートボール場については、このほかに高齢者福祉施設としても有しており、こちらについては使用料が無料となっている。

このため、ゲートボール場については、高齢者福祉施設にならい、無料としている。

なお、有料化にあたっては、施設の位置付けを問わず検討する必要があると考えている。

○委員：

近隣他市において、西東京市と同様の原価計算を行っている団体はあるか。

○事務局：

近隣他市において、同様の原価計算を行っている団体は非常に少ないと認識している。

○委員：

資料9の夜間照明料については、夜間照明設備を使用した人のみに発生する付加的なサービスであることから、運動場等の夜間照明料は利用者の実費弁償が妥当ではないかと考える。

○事務局：

現状では、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（平成27年度改定版）」に基づく、夜間照明設備が設置されているグラウンドの受益者負担区分は「Ⅱ」であり、適正範囲内であると認識している。

指摘いただいた実費弁償の考え方については、今後新設される学校施設の夜間照明設備を含めて、受益者負担の論点を整理したうえで、今後使用料の見直しについては審議会に諮っていきたいと考えている。

○委員：

今回の審議会では、原価計算書、使用料算出表および近隣市施設使用料比較表等に基づき、事務局から報告があった。

西東京市のスポーツ施設使用料は、近隣市における類似施設や近隣民間施設の使用料と比較しても著しい乖離はない。

加えて、事務局の説明のとおり、3年後の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、スポーツ人口の拡充およびスポーツの参加機会の向上を図り、健康応援都市を実現化するための政策的な観点からも、現行の料金設定は妥当であると判断できることから、今回の審議会ではスポーツ施設使用料は現行のままで据え置くということによろしいか。

（異議なし）

議題5 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

今年度の定期見直し対象の施設は、本日、議論いただいたスポーツ施設（11施設）とアスタ市営駐車場（1施設）となる。

次回の審議会については、アスタ市営駐車場の使用料について議論いただきたい。

日程については、10月頃を予定している。

○委員：

他になければ、これで平成29年度第1回審議会を終了する。